(2)　経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二条の五の四第二号に掲げる場合　平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十七年告示の規定により計算した額

ロ　平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1)　経過措置政令第六十三条第一号に掲げる場合　平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年中途脱退者告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額

(2)　経過措置政令第六十三条第二号に掲げる場合　平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年解散基金加入員告示の規定により計算した額

第一項第七号中「当該基金の代議員会又は連合会の評議員会において、当該支給を停止することができる部分の額を控除した額を」を「又は」に改め、「とすることを議決した場合にあっては、当該控除した額」を削る。

第一項第八号の四中「（ただし、当該基金の代議員会又は連合会の評議員会において、当該率を」を「又は」に改め、「とすることを議決した場合にあっては、これらの率。次号において同じ。）」を削る。

第一項第八号の五中「定める率」の下に「又は当該老齢厚生年金等支給開始年齢到達者の当該各月の前月の末日における年齢が六十五歳未満の場合にあっては〇・六九、六十五歳以上七十五歳未満の場合にあっては〇・九六、七十五歳以上の場合にあっては一」を加える。

第一項第十号の七中「連合会が解散した日まで」を「平成二十七年三月三十一日まで」に、同号ロ(1)中「平成二十六年中途脱退者告示」を「平成二十七年改正前平成二十六年中途脱退者告示」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の八　平成二十七年四月一日から連合会が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、当該基金が平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第四項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ　平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1)　経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二条の五の四第一号に掲げる場合　平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額

(2)　経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二条の五の四第二号に掲げる場合　平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十七年告示の規定により計算した額

ロ　平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1)　経過措置政令第六十三条第一号に掲げる場合　平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年中途脱退者告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額

(2)　経過措置政令第六十三条第二号に掲げる場合　平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年解散基金加入員告示の規定により計算した額

第七項中「第十四項」を「第十五項」に改める。

第九項中「第三号の五、」を「第三号の五まで、」に改める。

第十三項中「から第五号の七まで」及び「、第五号の七」を削る。

第十四項中「基金（平成二十六年四月一日以後」の下に「平成二十七年三月三十一日前」を加え、「第五号の七まで」を「第五号の八まで」に改め、「、第五号の七」の下に「、第五号の八」を加える。

第十五項を第十六項とし、第十四項の次に次の一項を加える。

15　平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成二十七年四月一日以後に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項中「第一項に規定する額」とあるのを「第一項中「、第十五号及び第十九号の二」とあるのは「及び第十五号」と、「、第十六号及び第十九号」とあるのは「及び第十六号」と読み替えて適用する同項の規定により算定される額」と読み替えて同項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の五まで、第五号から第五号の八まで」とあるのは「、第三号の五、第五号の八」と、「第七号から第九号の五まで、第十二号」とあるのは「第七号の六、第八号の六、第九号の五」と、同項第二号中「平成十一年十月から」とあり、及び同項第三号の五中「平成二十六年四月から」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月から」と、同項第五号の八中「平成二十七年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の六及び第八号の六中「平成二十六年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第十一号中「平成十七年十月一日」とあり、同項第十二号の二中「平成二十六年四月一日」とあり、同項第十三号及び第十四号中「平成十七年十月一日」とあり、同項第十五号中「平成十七年四月一日」とあり、及び同項第十六号中「平成十九年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第十八号及び第十八号の二中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第十九号及び第十九号の二中「前納した額」とあるのは「前納した額（平成二十六年四月一日以後に基金の合併又は分割があったときは、当該合併を行おうとした基金が前納した額又は当該分割を行おうとした基金が前納した額のうち当該基金に係る額を含む。）」とする。

附則第二項中「又は」を「若しくは」に、「にあっては当該基金の代議員会の議決により、」を「又は」に改め、「連合会の評議員会の議決により」を削る。

附則第三項中「又は」を「若しくは」に、「にあっては当該基金の代議員会の議決により、」を「又は」に改め、「連合会の評議員会の議決により」を削り、「第十五項」を「第十六項」に改める。

附則第四項中「、当該基金の代議員会の議決により」を削り、「第十五項」を「第十六項」に改める。

別表第一に次のように加える。

平成二十六年度（同年度の十月から十二月までの期間に限る。）	年二十二・二九パーセント